

第三章 行 財 政

第一節 行 政

行政の改革 昭和二〇年八月一五日、敗戦というかつて味わったことのないショックをうけ、末端の町村行政は混乱と不安の渦中に踏み込み、動揺する人心の鎮静に対処する方策すら十分見出せない状況で、前途多難を

思わせた。

民主的改革への相次ぐ施策に村行政は、未経験による不安と焦燥に堪えて、この一大変革に対応し、混乱期からの脱出に努力した。

地方行政指導者の公職追放、農地改革の実施、庶民生活における衣・食・住の欠乏対策、日常生活環境悪化への対策、復員、引揚者、生活困窮者の対策など村行政は多岐にわたり、いよいよ繁忙をきわめる中で、昭和二二年新憲法の施行と同時に公布された地方自治法によって、行政が方向づけられるとともに、これに関連して諸制度が改革され、「民主的にして能率的な行政」の確保を図ることを最大の目的に、職員の資質の向上をはかる一方、住民に対する啓蒙活動も活発に行った。

これよりさき昭和二二年九月に、これまでの町村制が抜本的に改革された意義は大きかった。

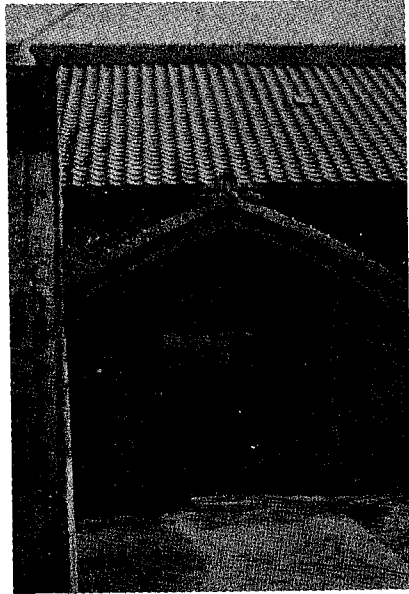


図3-53 旧大口村役場庁舎

この地方制度の改正の基本は、

- 1 地方自治体の自主性の強化・育成
- 2 地域住民による地方自治
- 3 地方行政事務の公正な推進
- 4 町村長は住民の直接選挙による
- 5 男女平等の選挙権の行使
- 6 議会の権限強化

などであり、これが前述の昭和二三年の地方自治法によって更に強化、拡充されたのである。

こうした情況の中で、村行行政に永年にわたり多大の業績を重ねてきた村長野田正昇が退き、酒井久美が村長に就任し、戦後の山積する問題解決と行政の円滑な推進に全力を傾注した。

昭和二三年四月、全国一斉に実施された戦後、第一回統一地方選挙は、従来の首長にかわって選挙管理委員会がその運営にあたると同時に、公職追放令により立候補者の適格審査が実施された。

本村では、無投票選出によって中小口の仙田賢式が村長に就任し、大口村行財政体制の健全強化を図った。

県史によると第一回の統一地方選挙の状況は一般に低調で、市町村長の選出は無投票によるものが多かった。

その後、経済が急速に拡大され、村行政の健全な進展がみられ村財政も改善されるにおよび、村民の生活も徐々に好転した。

昭和二六年四月、第二回統一地方選挙が施行され、社本鋭郎が村長に就任し、ようやく混乱期から脱脚した行財政の運営にあたるとともに、産業の振興、文化の向上を目ざし豊かな郷土の建設をはかった。

表3-64 戦後の村長

氏名	期間	摘要
野田正昇	戦前—昭和二一・四	昭和三七年四月一日町制施行
酒井久美	昭和二一・五—二二・二	
仙田賢弼	二二・四—二六・四	
社本鋭郎	二六・四—二七・四	

一方、地区の行政の中ではその主体である住民の数が年々増加し多様化したので、従来の秋田、豊田、大屋敷、外坪、河北、余野、上小口、中小口、下小口の九行政区に加えて、昭和三五年完成した県営住宅垣田団地が、その後独立し現在では町内一〇行政区となっている。

各行政区には、区長、評議員(区会議員)が置かれ、地区の自治を行っている。

区長の名称は、一時、駐在員と呼称した時代もあったが、今日では公的にも区長の名称が用いられている。



図3-54 旧大口町役場庁舎

行政区は、小字によって構成され、小字はいくつかの組または班に分かれ、それぞれ総代、組(班)長を置き活動の円滑な推進力となっている。

行政の充実

昭和三〇年代後半から四〇年代にかけて、経済の高度成長と並行して地域の総合的開発は目ざましく、これとともに町民の行政への需要は、しだいに多様化し拡大するところとなり、広域的連携による諸事業

の促進も図られ本町は五〇年代の町勢発展に向かって、町行政の合理化、産業基盤の整備促進、生活環境施設の充実などを当面の課題として、長期的展望にたつて積極的に取組んできた。

こうした経緯をふまえ昭和五四年五月策定された「第三次大口町総合計画」は、一九八〇年代に向かって社会情勢の変動を的確に把握しつつ、恵まれた立地条件を最大限に活用し、住民の要望を十分反映させ、行政効果を強力に発揮し、豊かな町づくりを旨とするものであり、昭和五八年まで五か年にわたる基本計画で、これによせる町民の期待は大きなものがあると同時に、町民一人一人の積極的な対応が望まれている。

行政機構

近年、町行政は一段と複雑化、広域化し要望は増大してきている。こうした事態に積極的に対処し、町行政のより効率的な運営をはかるために、昭和五〇年七月、部制を取入れ、機構の改革が

実施され、総務部、産業福祉部、建設部の三部が設けられ併せて課、係の新設、統廃合が行われた。

また職員数においては、行政要望の多様化にともない増加した。なかでも最近それぞれ特定の目的強化をはかるため設置された消防署、水道企業団などへ多くの職員が外向し、教育委員会、議会事務局などへの外向とあわせて急増した。

職員数は、昭和四〇年度の九七名から、しだいに増加し、昭和五五年度には一八二名となつて、ますます多様化する町民の要望に応えるため、職員の資質向上につとめるとともに、組織体制の合理的な確立が推進されている。

本町における現在の行政機構および職員数の変化は、図3-56・57のようである。

**各種委員会
審議会**
町行政に関係する諸機関は、それぞれの目的に沿って運営がなされ、町勢の伸展に大きく寄与している。

これらの中には、監査委員会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会などのように執行機関的なものもあれば、これに付属し運営を推進するための審議会、委員会、また国、県など上部機関から委嘱をう

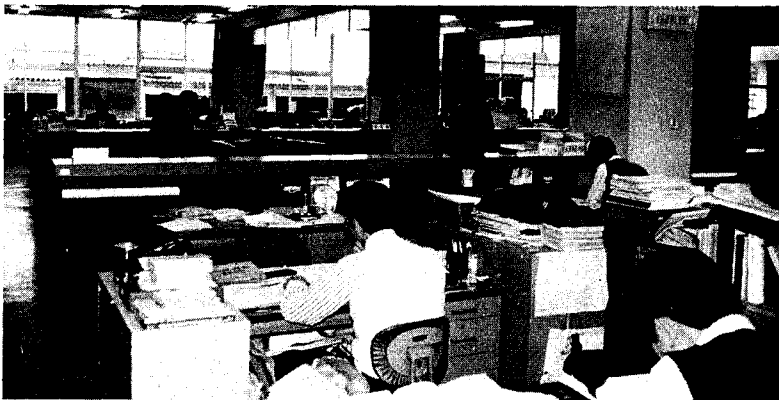


図3-55 役場執務風景

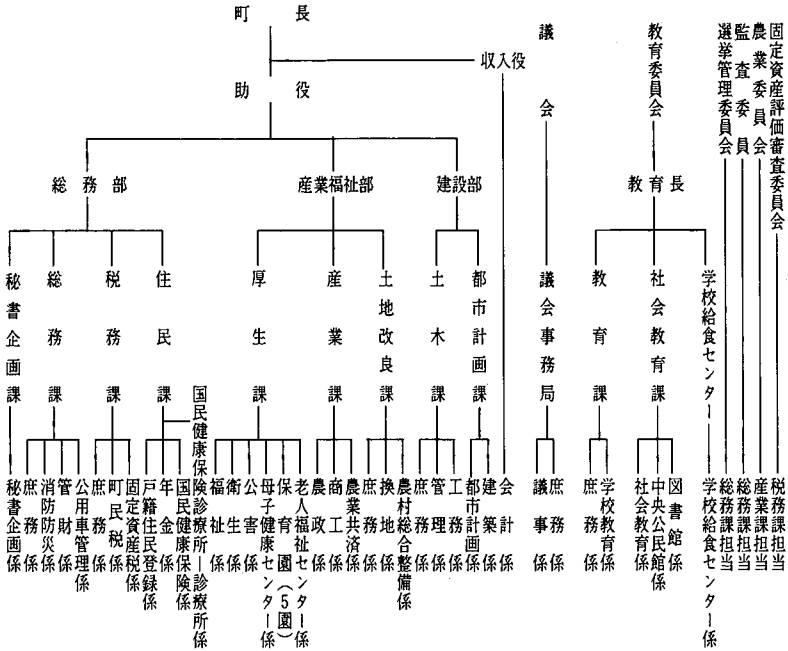


図3-56 機構図

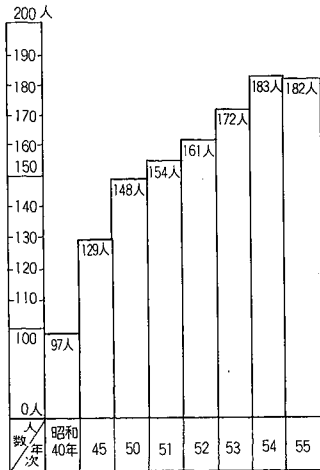


図3-57 職員数の変化

表3-65

け町行政の円滑な推進に寄与している民生委員会、また社会福祉協議会、防犯協会などの組織で町の行政に側面から協力しているものなど多種多様であり、その多くは町の条例に定められている。
 それぞれの会の構成、沿革などについては、関係の項でも記してあるが、諸機関について一覧に表わすところのようである。

名称	構成 名	任期 年	沿革・その他
監査委員会	二	三	町の財務管理・事業の経営管理。
教育委員会	三	四	教育行政全般に亘る組織、運営の向上を図り教育行政の政治的中立と安定につとめる。
選挙管理委員会	四	四	公的選挙の適正な運営の推進につとめる。
農業委員会	一七	三	選挙による定数一名、農業振興を図る。
区長制度審議会	七	一	区長制度の民主的・合理的運用をはかるための調査・検討。
総合計画審議会	二二 以内	三	町長から諮問の総合計画の調査及び審議。
都市計画審議会	一五	二	町長から諮問の都市計画の調査及び審議
都市計画推進協議会	四五	二	審議会に付議する事項の協議
特別職報酬等審議会	六	一	町長の諮問に応じ議員の報酬、町長、助役、収入役、教育長などの給料の額の審議答申。

名称	構成	任期	沿革・その他
固定資産評価審査委員会	三名	三年	納税者の不服について、公平かつ適正な審議にあたる。
特別土地保有税審議会	五	三	土地利用・都市計画または土地に関する税制についての審議。
国民健康保険運営協議会	九	二	国民健康保険事業の円滑を図り町民の健康保持の増進にあたる。
公民館運営審議会	一〇	二	中央公民館の運営、管理の円滑を図り、町民生活の向上につとめる。
社会教育審議会	一〇	二	社会教育活動の立案と推進。
文化財保護審議会	五	二	町の文化財保護活用と町民文化の向上を策す。
青少年問題協議会	一〇	二	青少年の健全な育成のために必要な事項の審議。
交通安全推進協議会	九	一	交通道德の啓蒙、交通事故防止活動。
社会福祉協議会	一〇	三	社会福祉全般に亘る活動の推進。
民生児童委員会	二	三	社会福祉事業の進展につとめる。
健康づくり推進協議会	一四	一	全町民の健康づくり運動の推進。
図書館協議会	一〇	二	町立図書館の運営にあたり利用の増進にあたる。
体育指導委員会	二〇	二	社会体育の向上を図る。
学校給食センター運営委員会	一七	一	給食センターの運営、調査研究を行い、学校給食の充実を図る。
農村総合整備モデ ル事業推進協議会	二七	二	事業の実施について協議調整を図り、円滑な推進に努める。
農業構造改善協議会	二五	一	事業計画の樹立、地区の選定など調整審議、推進にあたる。
防犯協会	一	一	防犯思想の高揚及び防犯活動の推進。

名称	構成	任期	沿革その他
消防団	九七 <small>名</small>	年	消防・防災業務の完璧を期し、地域住民の安全を図る。
保護司会	四		犯罪をおかした人の更生を助けるとともに予防にあたる。
国民年金推進委員会	一〇	三	町民皆年金加入の推進と年金事業の円滑な運営に協力する。
公害監視委員会	五〇	一	環境衛生の向上につとめ諸公害の発生を未然に防止する。
老人福祉センター運営審議会	一〇 <small>以内</small>	二	老人福祉事業の推進に寄与するとともに施設の効果的利用を促進する。
保育所運営委員会	一六	一	保育所における乳幼児保育の円滑を図る。

選挙

戦後、本町では衆参両議員をはじめ地方議会議員、公選になった県知事、町村長の選挙のたびに公職選挙法に基づいて正しい選挙の推進に町民一丸となってあたり、好結果を得るとともに町民の政治に対する関心は高くなってきた。

昭和二十二年四月、戦後はじめて衆議院議員の選挙が施行されたのにつづき、同二十二年第一回の統一地方選挙実施にあたり、選挙管理委員会が新しく設置され、その運営に万全を期した。

その後、本町では四年ごとに施行される統一地方選挙で、町長、町議会議員の改選が行われてきた。

この間、選挙運動費用の法定限度額の改正、あるいは選挙公報の発行、ポスターの掲示などについては有権者の意識向上のため、多くの措置がとられるなど、公明選挙の啓蒙につとめた。

本町の有権者数の推移は別表のようであるが、昭和二十二年有権者の資格が、二〇歳以上のすべての国民、となるま

表3-66 有権者数の推移

年 度	有 権 者 数	年 度	有 権 者 数
昭和26年度	4,886 人	昭和43年度	8,345 人
〃 28	4,916	〃 45	9,183
〃 30	5,014	〃 47	9,873
〃 35	6,059	〃 51	10,489
〃 38	6,672	〃 53	10,357
〃 40	7,084	〃 54	10,588

表3-67 町長・町議会議員選挙

執 行 日	有権者数	投 票 率	執 行 日	有権者数	投 票 率
昭和38. 4. 30	6,672 人	92.7 %	昭和50. 4. 27	10,195 人	93.2 %
〃 42. 4. 28	7,273	91.5	〃 54. 4. 22	10,289	94.0
〃 46. 4. 25	9,234	91.6			

※ S42以降の町長選挙はいずれも無投票であった。

表3-68 県知事・県議会議員選挙

執 行 日	回 数	有権者数	投票率	摘 要
昭和38. 2. 3	第5回	6,630 人	85.7 %	県知事選挙
〃 42. 2. 4	6	7,273	66.2	〃
〃 46. 2. 7	7	9,234	70.1	〃
〃 50. 2. 9	8	10,334	77.5	〃
〃 54. 2. 4	9	10,350	69.2	〃
昭和38. 4. 17	第5回	6,643 人	93.6 %	県議会議員選挙
〃 42. 4. 15	6	7,273	無投票	〃
〃 46. 4. 11	7	9,234	〃	〃
〃 50. 4. 13	8	10,195	〃	〃
〃 54. 4. 22	9	10,289	〃	〃

で何度もかわっている。大正の初期には有権者が全町民の約七パーセントであったが、昭和二六年には有権者数四、八八六名となり五六パーセントまで増加し、さらに今日では約六五パーセントの町民が選挙権を持っている。

昭和三七年町制施行以後の選挙の状況をみると、表3-67・68のとおりである。

つぎに衆議院議員選挙は、昭和三八年一月の第三〇回から五一年二月の第三四回まで五回、(三八・二一、四二・二一、四四・二二、四七・二一、五一・二二)、参議院議員選挙は、昭和三七年七月の第六回から五二年七月の第一一回まで六回、(三七・七、四〇・七、四三・七、四六・六、四九・七、五二・七)(補欠選挙を除く)が施行され、本町の投票率はいずれも高く、町の伸展に大きな力となっている。昭和五四年一〇月執行の衆議院議員選挙第三五回の有権者数は一〇、五八八人で投票率は七八・五パーセントであった。

選挙管理委員会 各種の選挙が公職選挙法にもとづいて、適正に施行されるように、事務、管理を責任をもって遂行するとともに、種々の機会を

通じて選挙人の政治意識の向上につとめることを目標に本町では四名の委員がおかれ、町長の任命制によって選ばれ、任期は四年としている。

昭和五年六月二二日には、国政選挙史上はじめての衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙が同時に行われた。



図3-58 衆・参両議院議員同時選挙啓蒙の垂れ幕

表3-69 衆議院議員選挙

選挙期日	投票率
昭和42. 1. 29	80.2 %
◇ 44. 12. 27	72.0
◇ 47. 12. 10	76.7
◇ 51. 12. 5	76.4
◇ 54. 10. 7	78.5
◇ 55. 6. 22	81.6

表3-70 参議院議員選挙

選挙期日	投票率
昭和40. 7. 4	72.0 %
◇ 43. 7. 7	76.7
◇ 46. 6. 27	60.4
◇ 49. 7. 7	79.1
◇ 50. 4. 27	(補選)90.2
◇ 52. 7. 10	75.4
◇ 55. 6. 22	81.6

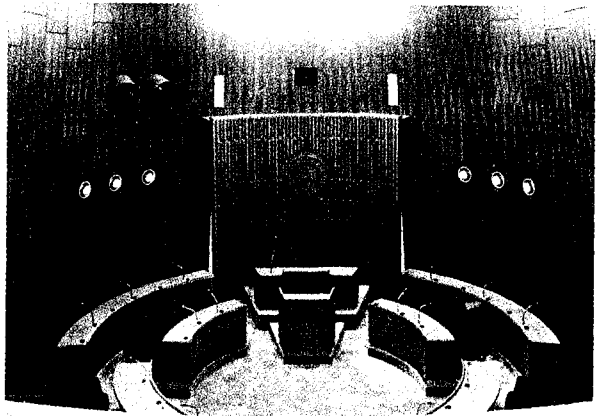
一九八〇年代の日本の動向を左右する重大な選挙で選挙民の関心は非常に高く、本町の投票率は八一・六パーセントに達した。当日の有権者数は男子五、三二四名、女子五、三三七名、合計一〇、六七八名であった。衆参両院議院選挙における投票率は次のようである。

町議会

明治三九年大口村が誕生すると同時に第一回の村議会議員が選出されて以来、現在の町議会議員は一九

戦後、民主主義への出発に対処し町行政機関には多くの改革が生まれ、これが施策の促進を計るべく議会は議決機関として積極的に活動を開始した。

昭和三二年公布の地方自治法では、議会の権限も強化され、組織、運営もこれにより効果的になった。現在の議員



議 場 議 會 町 59 - 3 圖

定数は二三名で、任期は四年とされ、議員の中から互選で議長、副議長が決められ、また総務、文教産業、厚生、建設の四常任委員会が組織されている。委員会はこのほかに必要に応じて各種の特別委員会が設けられることになっている。

また、議会の円滑な運営をはかるための議会運営委員会が独自の機関として設けられている。

町議会は、各種条例の制定をはじめ町予算の議決、決算の承認を行う一方、行政の複雑化、高度化にともない、活動の範囲を広めその機能は一層高まった。

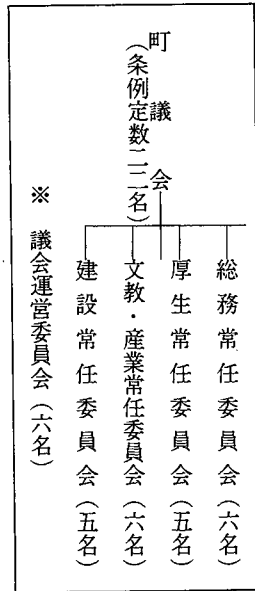
今日の町議会の運営状況を見るに、会期日数は年間六〇日前後となり本会議に用する日数も従来に比べかなり増加している。

今後ますます多様化する町行政に対し、町民の意志を適格に反映させるとともに、民主主義のルールに即応し町議会の機能を十分發揮し、町

勢の進展をはかるよう努力がなされている。

町議会が昭和四八年より毎月発行している「議会だより」は、定例会議における議案の説明、質疑の内容、各委員会の活動状況などが詳細に掲載され、町民の注目を集めている。町議会の事務については、議会事務局が行っている。職員は事務局長以下二名である。

図3-60 町議会の構成



「きれいな選挙で明るいまちを」の合言葉をスローガンに、昭和五四年四月二二日執行された町議会議員選挙では生活に直接結びつく選挙だけに町民の関心は非常に高く、定数二二名にたいして二五名が立候補し、それぞれの公約をかけた選挙戦を展開し、つぎの二二名が信任をえて当選し以後四年間、町勢の伸展に努めることとなった。

〔町議会議員〕 (昭和五四年四月二二日当選)

宮田保孝	三輪利春	斉木喜美男	吉田英男	林部賢三
渡邊和則	木野清	佐藤兼明	仙田茂	(昭和五五・二二死亡) 広瀬春雄
舟橋春雄	江口光治	近藤芳弘	河合正勝	水野隆
堀場公夫	田中一成	宮地守一	杜本正	鈴木博
倉地義廣	大森俊次			

第1節 行政

氏名		任期
宮地	小兵衛	昭和二三・五～昭和二五・四
吉田	盛一	〃二五・五～〃三〇・四
伊藤	禊彦	〃三〇・五～〃三三・五
吉田	盛一	〃三三・六～〃三四・四
酒井	謙一	〃三四・五～〃三七・五
前田	正義	〃三七・六～〃三八・四
仙石	和夫	〃三八・五～〃三九・五
山田	健三	〃三九・六～〃四一・五
藤川	久治	〃四一・六～〃四二・四
江口	一弘	〃四二・五～〃四三・五
西村	芳三	〃四三・六～〃四四・五
鈴木	文吉	〃四四・六～〃四五・五
吉田	一郎	〃四五・六～〃四六・四
酒井	保宗	〃四六・五～〃四七・五

○地方自治法公布（昭和二二・五）以降の議長
 ※昭和二二年一〇月までは村長が議長であつた。

氏名	任期
吉田 一郎	昭和四七・六～昭和五〇・四
吉田 弘信	〃五〇・五～〃五一・五
仙田 茂	〃五一・六～〃五二・五
宮地 守一	〃五二・六～〃五三・五
吉田 弘信	〃五三・六～〃五四・四
廣瀬 春雄	〃五四・五～〃五五・五
水野 隆	〃五五・六～〃

町の広報・
広聴活動

戦後民主主義に立脚し、地方自治法が制定され、住民自治の基礎が確立した。本町ではこれを契機に行政と住民の意志疎通を図る目的で、昭和二五年一月「大口広報第一号」が発行された。

大口広報は、毎月一回発行され、より多くの町民に町行財政を伝えるとともに理解を深め、意見の開陳を求め町民相互の知識高揚の場として、大きな役割りを果たし、発刊当初はタブロイド版二頁であったが、今日では町勢の伸展とともに、内容も豊富となり、B5版一四頁前後に増頁され、昭和五五年一月第二五一号の発行を迎えた。また昭和三三年四月開通した有線放送施設も、広報活動の手段としての役割りは大きなものである。



図3—61 充実した広報「おおくち」(毎月一回発行)

つぎに広聴活動では、町民の声を的確にとらえこれをより効果的に行政に反映させるため、本町では昭和四九年度より「町政モニター制度」を発足させた。町政モニターは、男・女各一〇名で構成され、公募一〇名、地区推せん一〇名の選出方法がとられ、任期を二年とし、町民参加による町政発展のため、積極的な活動の展開につとめている。

町政モニターは年四回のアンケート調査をはじめ、町内外の公共施設の視察、行財政に関する随時報告、モニター会議などの活動を通じて、町民の意見を町政に適確に反映させている。

つぎのアンケートは昭和五四年六月の集計結果である。

地方の時代にふさわしい行政を進めるなかで、町民一人一人が地域の活動に参加し、連帯意識の高揚を図るための組織の育成、活動の推進が図られ、地区単位活動の拠点となる施設、すなわち各地区の分館をはじめ中央公民館、図書館、老人福祉センターなどの充実を図るとともに、町民相互の情報交換の場として有効な活用の推進に努めている。

一町政モニター
アンケート一
果る
結果
集まると

問1あなたが総合福祉会館の中にある施設について知っているものについて教えてください。

- ア、社会教育課……………80%
- イ、老人福祉センター……………95%
- ウ、図書館……………85%

エ、中央公民館……………70%

問2福祉会館の利用しにくい理由をあげてください。

- ア、忙しくて行く時間がない……………35%
- イ、遠くて交通が不便である……………45%
- ウ、興味がでない……………0%
- エ、用事がない……………0%
- オ、その他……………20%

問3あなたが受講してみたい講座や入会してみたいクラブ等があれば書いてください。

- 講座：話し方教室・年金講座・消費生活講座・相続税・青少年の指導講座
- クラブ：書道・絵画・民謡・詩吟

茶華道・弓道・ソフトボール・ゴルフ

問4図書館のできたことについてどう思っていますか。

- ア、本を読むことが身近になった……………40%
- イ、幼児用の本がたくさんあるので喜ばしい……………40%
- ウ、自分とは関係ない……………20%
- エ、その他……………0%

問5その他要望等書いてください。

- 専用巡回バスを出してほしい
- 売店や軽飲食店を設けてほしい
- 本を選択して購入してほしい
- 自転車置き場を設けてほしい

警察と治安

明治維新までは各字ごとに警備の役を置いて地域の治安にあたっていたが、警察制度がしだいに確立され、明治三年一月、旧太田村は小折警察署（布袋警察署）、旧小口富成の二か村は犬山分署（犬山警察署）の管轄に治められ、明治三九年、三か村が合併し、大口村になってからも変更がなく、大正一三年四月になってはじめて全村域が、布袋警察署管内にはいった。

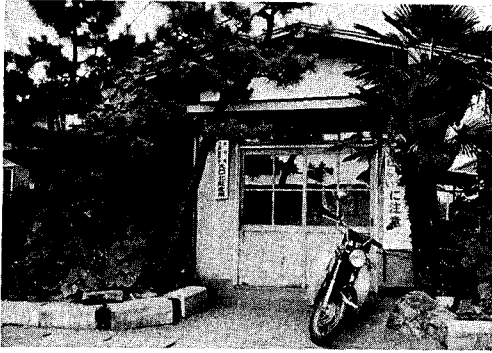


図3-62 大口北駐在所(上小口地内)



図3-63 大口南駐在所(豊田地内)



図3-64 大口中駐在所(下小口地内)

その後、警察制度はしばしば改正されたが、管轄に変化なくつねに布袋警察署(江南警察署)の管内にあって、駐在所も従来より豊田、小口、河北の三地区に設置されて、警官が常駐し管内の治安にあたるのと同時に、防犯思想の普及につとめてきた。

戦後の混乱期における犯罪の発生はきわめて多く、警察力の充実が望まれ、昭和二十二年一二月の警察法の公布で、一時自治体警察も設置されたが短期間で廃止となった。しかし警察の民主化への第一歩であったことは間違いない。昭和二十九年七月新警察法が施行され、民主化された新しい警察体制のもと、地域住民に親しまれる警察となった。

町内の駐在所も南、中、北駐在所となり、急増する町民の治安にそなえ、充実された。

表3-72 町内における犯罪発生件数

年 度	発生件数	年 度	発生件数
昭和二十三年	五九	昭和四〇年	三八
〃 二十四年	三二	〃 四六年	五七
〃 二五年	四三	〃 五〇年	六一
〃 三〇年	二〇	〃 五三年	八八
〃 三五年	二一		
〃 三八年	一三		

つぎに町内には事業所を主体として組織されている民間の協力団体があり、防犯活動の推進にあたり大きな成果をあげ、住民の信頼をたかめている。

また近年、各種犯罪の防止を目的に各部落に防犯灯が多数設置され、明るい町、住みよい町づくりに役立っている。

消 防

本町における消防の発達をみるに往昔については、これを記す文献に乏しく、おそらく火災発生の際には隣同志で消火に努めたことであろう。

したがって組織もなく、消火器具もまったく幼稚なもので、釣瓶つりびんに竹竿をつけたものが主要な器具であったといわれている。

明治初年になると各地で漸く団体的な組織が設けられるようになり、本町においても明治一〇年ごろには各部落で木造箱型の竜吐水が備えられ、相互扶助のもと組織づくりとともに、火災警備の強化につとめ、今日の消防組織の基となった「消防組」が設置された。ついで明治二五年ごろになって、各部落では競って腕用消防ポンプを購入し、組織の充実をはかり、私設消防の設置をみた。これには二〇歳から四〇歳前後の男子が各戸一人ずつ加入をし、規約などを設け消防業務の完備につとめた。

大正一一年になり、大字豊田区に「第一部公設消防組」が組織されたのについて、順次各大字ともこれまでの組織が公設に改組され、消防機構はますます整備、強化された。

公設消防の設立にともなつて、各消防組はその責務の完遂をめざし、組員の規律、訓練、技術などを重点に資質の向上を計り、定期的な各種の訓練、演習を実施し、万一に備えると同時に地域の安全に寄与した。

また公設消防組の設置と併せて、少年消防隊が昭和三年第一部地区に、同七年第九部地区に、同八年第一〇部地区にそれぞれ組織され、防火思想の向上、普及などに活躍した。この組織には各部とも小学校五年生以上高等科二年までの男子が加入していた。

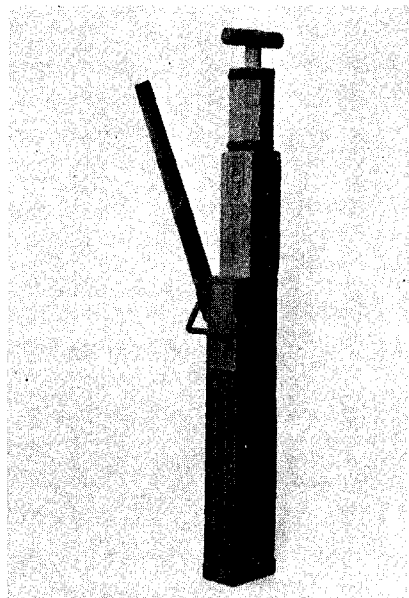


図3-65 竜吐水
(江戸末期より明治初期に使用された)

表3-73 公設消防設置の状況

部別	区分	設置区域	人員			告示年月日
			小頭 名	副小頭 名	消防手 名	
第一部	大字豊田	〃	—	—	六〇	大正二年五月
	〃 小口字下小口	〃	—	—	五七	〃 二年四月
	〃 余野	〃	—	—	六九	〃 一四年八月
	〃 小口字中小口	〃	—	—	四〇	昭和二年一月
	〃 〃 上小口	〃	—	—	四五	〃 〃 二月
	〃 河北字二ツ屋・萩島	〃	—	—	四〇	〃 六年一〇月
	〃 河北	〃	—	—	四四	〃 三年三月
	〃 小口字竹田	〃	—	—	四二	〃 四年四月
	〃 大屋敷	〃	—	—	五四	〃 〃
	〃 秋田	〃	—	—	四一	〃 五年二月
	〃 外坪	〃	—	—	四〇	〃 八年八月

(昭和一〇年四月調)

このような経緯のなかで、成果を重ねてきたが、昭和一四年、第二次世界大戦の勃発に加えて日華事変の深刻化に伴い、これまでの消防団が改廃され「警防団」となり、その使命は消火活動のみではなく、国防、治安に努めるところとなり、団員の諸般に亘る訓練、活動の重要性が強く要求された。

なかでも戦時中は防空、防火訓練を重ねるとともに、銃後の治安などの推進にも力を発揮し、少年消防隊の協力も得、夜警、盗難の防止にあたるなど村の要請にこたえた。

ついで戦後は、混乱する世相の中で警察に協力し、村の治安維持に活躍をしてきたが、G・H・Q(連合軍総司令部)の指示により、民主化の旗印のもと改革されることとなった。

昭和二十三年四月、消防団令が公布され、本村ではいち早くこれまでの警防団は廃止され、同年八月一日をもって再び自主・民主を基調とする消防団が誕生した。

その使命も本来の目的である防火であり、これに全力を投入すべく組織、器具など一段と充実され村民の期待に応え、二三年には法の施行により、自治体消防となった。

表3-74 大口村消防団条例(昭和二十二年八月一日施行)(抜粋)

(一) 九分団の名称及び所轄区域

名称	区域	名称	区域	名称	区域
秋田分団	大字秋田全域	外坪分団	大字外坪全域	上小口分団	字上小口全域
豊田〃	〃豊田〃	河北〃	〃河北〃	中小口〃	〃中小口〃
大屋敷分団	〃大屋敷〃	余野〃	〃余野〃	下小口〃	〃下小口〃

(二) 消防団の定員三三三人

内訳 団長 一人 副団長 二人 分団長 九人

副分団長 一八人
 部長 一八人
 副部長 一八人
 団員 二九七人

昭和三〇年には本村消防団の抜本的改組が施行され、団員は縮小され、団長以下一七〇名、三分団九班の編成となり、団員は全員「村直営消防団員」となった。

施設・器具の充実と少数精鋭の基盤にたつて、団員の人格向上、きびしい訓練をモットーに、団員は団長を中心に、日夜地域の守りに意を払い、かつ民主的な消防団として住民の信頼はますます高まった。

表3-75 昭和三〇年改組時の団員数

名称	団員数	名称	団員数
豊田	二五 <small>名</small>	余野	一一 <small>名</small>
秋田	一六	上小口	一一
大屋敷	一七	中小口	一一
外坪	一一	下小口	一一
河北	一一	本部	一一

また組織の充実と並行して消火施設の整備も、年々進捗した。昭和三一・三二・三三・三四年度における可搬式小型動力ポンプ九台購入をはじめ、同三七・三八年度の中型消防ポンプ自動車の購入、消防用水利施設（防火水槽・防火井戸）の増加がなされた。

- 中型消防ポンプ自動車 二台
 - 小型可搬式動力ポンプ 九台
 - 有蓋貯水槽 一〇個
 - 防火井戸 八個
 - 防火水槽兼プール 二個
- ついで昭和五〇年には、広域行政推進のなかで大口町、扶桑町

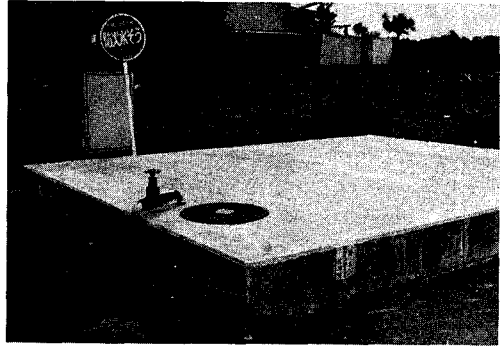


図3-66 防火水そう

消防施設の状況
 〈昭和四二年度〉

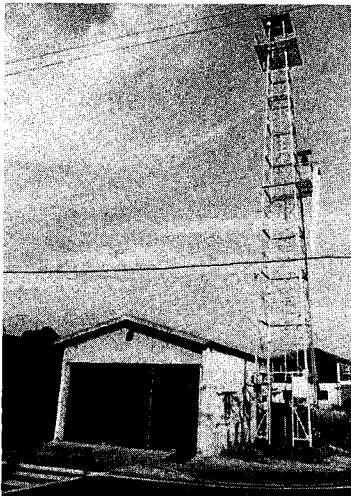


図3-67 消防施設(豊田分団)

表3-76 団員数の変化

分団名	団員数	
	昭和四二年	昭和四八年
豊田分団	二四名	二二名
秋田	一五	一〇
大屋敷	一七	一〇
外坪	一五	一〇
河北	一五	一〇
余野	一五	一〇
分団名	昭和四二年	昭和四八年
上小口分団	一八名	一〇名
中小口	一五	一〇
下小口	二二	一一
本部	一一	二七
計	一六七	一二三

による、「丹羽消防組合」が発足し、これまでの組織は大幅に改正され、地域の多様化が激しいなかにおいて、適切なそして長期的な消防(防災)計画に基づいて、住民本位の活動が積極的に推進され、地域の進展に大きく寄与している。

○丹羽消防本部所在地：大口町大字小口字墓ノ腰三ノ二

〃 職 員：三三五名

○主な消防施設

消防ポンプ自動車五台、化学車一台、救急車二台、

(丹羽消防組合年報)(昭和五四年六月現在)

他方、各地区における消防団の現況は、従来からの伝統をうけ九分団、九七名の団員で組織され災害発生にそなえて、整備されている。分団、団員、施設は

(1)

分 団 名	団 員	分 団 名	団 員	分 団 名	団 員
秋 田 分 団	一 一 名	外 坪 分 団	一 〇 名	上 小 口 分 団	一 〇
豊 田 〃	一 三	河 北 〃	一 〇	中 小 口 〃	一 一
大 屋 敷 〃	一 一	余 野 〃	一 〇	下 小 口 〃	一 一

※○中小口分団は団長を、秋田分団と下小口分団は副団長をそれぞれ含む。

○団員年令は二〇歳から三〇歳で占められている。

(2)○機 械…各分団に積載車(消防用動力ポンプ)一台が配備されている。計九台。

○防火水槽…町内に現在八二個所設置されている。

内訳	秋田地区	一〇個所	余野地区	一二個所	豊田地区	六個所
	上小口地区	一一個所	大屋敷地区	九個所	中小口地区	八個所
	外坪地区	七個所	下小口地区	一三個所	河北地区	六個所

○その他…消火栓、町内全域で四四四個所設置されている。

表3-77 近年における火災発生状況(件数)

字名	昭和五二年	昭和五三年	昭和五四年	字名	昭和五二年	昭和五三年	昭和五四年	字名	昭和五二年	昭和五三年	昭和五四年
秋田	一	一		河北	四	三	三	余野	二		
豊田	二	二		上小口		七	一				
大屋敷		四		中小口	三						
外坪			二	下小口	五	二	一	計	一七	一九	八

(丹羽消防組合年報による)

防災体制の強化
昭和三六年施行の災害対策基本法に基づいて、非常災害に備えて防災会議及び災害対策本部を設置し、それぞれの自然災害に対処している。災害対策本部は町職員を中心に組織され、災害発生時の情報収集、住民への報知、あるいは発生後の復旧、救助を最大の目的とし、万一に備えて日常訓練も行っている。

また、昭和五〇年一〇月発足をみた「丹羽消防組合」は消防組織法に基づき、大口町、扶桑町による自治体消防と

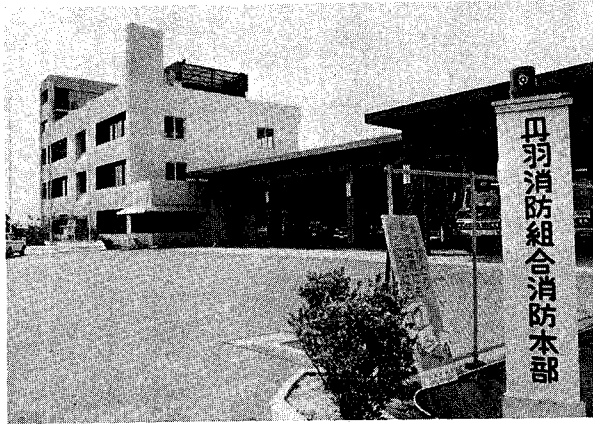


図3-68 丹羽消防組合消防本部

の発生に備えて、関係機関と連絡を密にして諸対策を計画し、町民の協力を得、強力な推進をはかっている。防災対策施設についても徹底した検討が加えられ、とりわけ災害発生時に必要な、飲料水の確保については、水道企業団、消防署の協力のもと供給体制が整備されるとともに、町民一人一人が災害に対して万全の準備をするよう、あらゆる機関、組織においてその啓蒙を強力によびかけている。

して、防火、防災にその機能を発揮し、地域内の安全につとめている。丹羽消防署の調べでは、本町での火災発生件数、救急出動件数はつぎのよう、交通事故災害あるいは急病などによる救急業務が増加の傾向にある。

表3-78 火災発生と救急出動状況

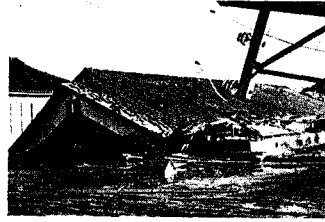
年次	火災発生	救急			計
		交通災害	急病	一般負傷	
昭和五一年	一三件	六二件	六八件	二〇件	一六六
〃 五二年	一七	六二	七八	二二	一七三
〃 五三年	一九	六四	一〇二	一四	一三〇
〃 五四年	八	六八	九七	三二	二一八

一方、最近地震災害対策の完備が大きく取上げられ、本町でも、万

災害に備えて

防災の日 九月一日

- 備えあれば憂いなしノ 平穩無事
- 大口町立南小学校
- 大口町立北小学校
- 大口町立西小学校
- 大いざというときのことを考えて、常日ごろから用意をしておくのが知恵のある生活ともいえます。
- 大災害に襲われたとき、救援が始まるまでの間は自力でしがなればなりません。最少限の食糧、衣類等用意しておきましょう。
- 大地震に対する心得
- 丈夫な家具に身を寄せ、あわてて戸外に飛び出さない。
- 何よりもまず火の始末が大切。常日頃から消火器の取り扱いを身につけておく。



昭和三十四年九月二十六日
伊勢湾台風の爪跡

交通安全

本町内の交通事情は地域の振興、企業活動の伸長に加え自家用車の急増によって、しだいに悪化の傾向にあつて、交通事故の町内における発生も表に示すように増加している。

こうした状態に対処し、江南警察署をはじめ関係機関の積極的な指導、協力のもと事故防止に取り組み、安全施設の完備、各学校、保育所をはじめ老人クラブ、婦人会、PTA、母の会など各種団体、各事業所における安全教育の

図3-69 〈広報おおくち〉による啓蒙の記事 S54.9.

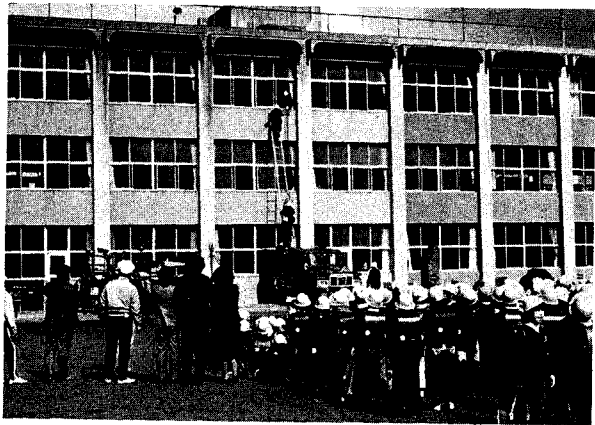


図3-70 防災訓練の様子

表3-79 交通事故発生状況(人身事故関係分のみ)

年次	区分		
	発生件数	死傷者数	内死亡者数
昭和四〇年	二二五	二四	〇
〃 四七年	五三	六一	一
〃 五〇年	八二	一一	一
〃 五一年	八八	一〇九	〇
〃 五二年	九四	一三四	一
〃 五三年	九六	一四〇	三
〃 五四年	八六	一三二	二

徹底をはかり意識の高揚に心掛けるなど、地域住民一人一人の認識を高め、交通ルールの正しい実践を第一にし、交通事故ゼロの毎月十日には、各委員が街頭監視を中心に交通安全活動を強力に行っている。

昭和五二年四月には、本町ではじめて交通指導員が設けられ、交通安全のための地域総点検、住民の交通安全活動の育成など幅広い活躍が本格化した。

また、五三年四月には、みどりのおばさんで親しまれている婦人交通指導員が誕生し、交通弱者である老人、児童、園児を主体に事故防止にあたることとなった。

一方、大口南、大口西小学校では昭和五四年度に、同五五年五月には大口北小学校で交通安全を願い、全校児童で構成された「交通安全少年団」が結成され、交通事故防止にたちあがった。

こうしてますます進む「車社会」の中で、みずからの手で交通事故を防ぎ地域の安全をはかろうとする機運は充実してきた。

現代の悲願である「交通安全」はいよいよその必要性を増し、全町民一丸となり、町当局の指導のもと、交通事故防止活動を強力に推進している。

本町では、昭和三七年に町内各種団体や事業所の協力をえて、「大口町交通安全推進協議会」の発足を

交通安全
推進協議会

交通安全のない明るい町づくりをスローガンに、徹底した交通安全対策の推進に心掛け、交通安全思想の啓発、幼児、児童、生徒、老人など交通弱者を対象に交通教室の開催、交通事故ゼロの日の設定と合せて広報車による交通安全の呼びかけ、街頭指導など、会員の協力一致のもと積極的な活動が実施されている。

みた。



図3-71 交通指導の様子、街頭指導



図3-72 幼児の交通指導(保育園にて)

第二節 財 政

財政の推移

昭和三〇年代に入つて、各市町村はこぞつて経済開発の拡大、そして社会開発の推進を主軸に地域の発展に力をそそぎ、これと並行してますます多様化する財政に対応するところとなつた。

こうしたなかで昭和三四年九月に来襲した伊勢湾台風は、本町にも大きな被害をもたらし、これが復興のため財政運営に大きな負担となつた。幸いに国の災害特例法などの強力な措置が各方面に亘つてとられ、この難局を切りぬけることができた。

経済の急速な成長と地域開発に対応して、増加が著しい町村政を強力なものにするため、本町は三〇年代において多くの企業誘致を積極的に行つたが、優遇措置などにより、ただちに税収の増加にならない面もある一方、道路・用排水・住宅など関連の公共施設の整備などの負担額も大きくなり、増加する財政は多くの困難も発生したが、昭和三五年度から同五〇年までの、本町の財政についてその推移をみると、その規模は年々所得の向上による町村民税の増加など、地方税収入が大幅に伸長している。

昭和五四年五月に策定された「大口町第三次総合計画」は、こうした現状をふまえ長期的な視野に立ち、より効果的な財政運営計画であり、「地方の時代」といわれる一九八〇年代に向かつて、「住みよい豊かな活気あふれる町づくり」への力強い展開を求めている。

町の会計は、一般会計と特別会計とに区分されている。一般会計は特別会計に属さない歳入歳出の経理をする会計